

意 見 書

平成21年11月13日

千葉県内金融機関 各位

千葉県弁護士会

会長 佐野 善房

同民事介入暴力被害者救済センター

委員長 大家 浩明

意見の趣旨

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針において、金融機関は、反社会的勢力との関係遮断が要求されているが、かかる関係遮断については、あらゆる刑事上、及び民事上の方策をとるなどの断固たる対応が要請されるのであり、債権譲渡等による安易な方法による関係遮断は許されない。

意 見

第1 はじめに

本声明は、千葉県金融機関暴力団排除連絡協議会の組織にあたり、発するものである。

平成19年6月19日、犯罪対策閣僚会議幹事会において、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」が公表され、また、平成20年3月26日、にはこれを受け、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（以下「指針」という。）の一部改正がなされた。その中には、「II 銀行監督上の評価項目 1 経営管理（ガバナンス）」において反社会的勢力対策がより具体化され、「反社会的勢力からの被害防止」の項が新設されて、反社会的勢力による被害防止の観点から、各企業の代表取締役に、反社会的勢力との関係遮断が要請されている。

近時の反社会的勢力は、利益の獲得が至上命題となっている。この点、金融機関は、潤沢な資金を保有しているという企業の特性からして、反社会的勢力の標的となり、あるいは利益獲得に利用されやすいものである。そのため金融機関には、一般企業以上に、暴力団との関係遮断についての積極的な取組みが要請される。

第2 金融機関における反社会的勢力との関係解消のための「適切な対応」

金融機関における反社会的勢力との関係遮断には、金融機関の「適切な対応」が要求されるが、「適切な対応」には①関係遮断のための断固たる対応・具体的な対応②従業員の安全確保③金融機関の公共性・一般市民の信頼という視点が必要である。

すなわち、金融機関は経済社会の動脈と評価されるように、一定の公共性を有しているところ、その健全性が強く要請されることから、反社会的勢力とは一切の関係を持たないことが不可欠である。

この点、弁済期徒過や仮差押えの実行など期限の利益喪失事由等、反社会的勢力との関係遮断の契機がある場合には、金融機関には積極的に関係遮断のための断固たる対応・具体的な対応が要請される。

他方、金融機関はあらゆる方策をとり、従業員の安全確保を図らなければならぬ。

この点、上記の「従業員の安全確保」という視点からすると、整理回収機構等に対する債権譲渡によって関係を解消することが、金融機関にとっては容易に関係遮断をすることができ、その目的を達成することが可能となる。

しかし、何らの法的対応をせず、かかる安易な方法による関係遮断は、「適切な対応とは言えない。

すなわち、取引関係についての確固たる証拠、担保があるにもかかわらず、民事訴訟や執行手続きをとらず、安易に債権譲渡の方法によって安価で債権を売却することは、会社財産の不当な流出であり、会社株主、会社債権者の利益を明らかに害するものである。これらは社会的規範や企業倫理（モラル）に反するのみならず、取締役ないし執行役の善管注意義務（330条）ないし忠実義務（355条）に反する

コンプライアンス違反と評価されることとなり、株主代表訴訟の対象となろう。

ところで、個人または会社は、企業活動や個人の社会生活の維持拡大のため、金融機関から融資を受けることが必要不可欠であり、だからこそ、金融機関には公共性があるものと評価され、社会経済の動脈と評価されるのである。

しかし、不幸にも、会社又は個人が金融機関からの債務の弁済ができなくなった場合には、金融機関は、仮差押え、民事訴訟の提起、担保権の実行をして債権の回収を図り、ときに企業の倒産、個人の破産を招く事態を生ぜしめることとなる。

反社会的勢力に期限の利益の喪失事由等があったとき、金融機関において、可能な債権回収の手段を執らず、これを回避し、又は債権譲渡の方法をとるなどして、関係を断絶するなどの方法をとった場合、同様の立場にある一般の会社又は個人が、不公平感を持つことは明白である。かかる不平等的取扱、平等原則に反する所為は、公共性を有する金融機関の行為として決して看過し得ない。かかる扱いが一般市民に公となつた場合、金融機関に対する一般市民の信頼は失墜することとなろう。

かかる視点からすれば、反社会的勢力対しては、民事上刑事上あらゆる対策をとるという断固たる対応こそが、「適切な対応」であるというべきである。

第5 おわりに

安易な債権譲渡等による関係遮断は、金融機関の断固たる態度を示すものではなく、反社会的勢力が金融機関を標的とする一層の契機となるものである。反社会的勢力は、手を代え品を代え、一般企業を偽り、金融機関からの利益の獲得、資金の引き出しをねらうこととなる。反社会的勢力は、それであることが判明したとしても、当該金融機関は整理回収機構等に債権譲渡をして終了するという結果を見透かすのである。そして、反社会的勢力は、金融機関が関係諸機関と連携したとしても、債権譲渡等によって連携が解消されるということまで予測することは想像に難くない。安易な債権譲渡等による関係遮断は決して「適切な対応」とはいえない。

さらには、金融機関には、警察・暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門諸機関との連携が要求されている。これは、断固たる対応をとるについては、あらゆる刑事上、及び民事上の方策をとることが金融機関に要請されていることの証左であ

り、かつ、それが可能となる制度設計である。金融機関がかかる外部専門諸機関との連携をしたにもかかわらず、取りうべき方策を回避して、債権譲渡等の方法により関係を遮断した場合、外部専門諸機関としては、更なる行動をとる根拠を失うこととなる。かかる事態は、外部専門諸機関が反社会的勢力に対して、とりうべき方策を回避したのも同然の結果となり、反社会的勢力に対する外部専門諸機関の一般的抑止的効果を失わせる事態を生ぜしめることとなろう。

反社会的勢力対しては、これに背を向けず、民事上刑事上あらゆる対策をとるという断固たる対応こそが、反社会的勢力との関係断絶への一歩であるというべきである。

以上